

令和7年度 企業主導型保育事業指導・監査業務
(保育内容及び運営全般に係る指導・監査) 委託仕様書

1. 業務名

企業主導型保育事業指導・監査業務 (保育内容及び運営全般に係る指導・監査)

2. 業務の目的

企業主導型保育施設 (以下「施設」という) に対する、指導・監査について、指導・監査等基準に基づき統一かつ効率的な指導・監査を行うことにより、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するとともに、保育の質の向上等を図ることで、利用児童の安全及び適正かつ円滑な施設運営を確保することを目的とする。

3. 業務内容等

施設における運営ならびに運営費・施設整備費の使途について指導・監査業務等を行う。

(1) 指導・監査業務内容

受託事業者は、以下の業務を実施するものとする。

復命会までの報告業務

- ①受託事業者は、実施した指導・監査について、全施設分復命書を速やかに作成し、協会が別途指定した復命会までに提出のうえ報告すること。なお、評価決定は、復命会における受託事業者からの報告を受け、協会が行うものとする。

②施設への評価内容の伝達

受託事業者は、児童育成協会が決定した評価結果を指導・監査を実施した施設へ評価評価を企業主導型保育事業指導・監査等基準 様式3の立入調査結果通知書により事業者に通知するものとする。

※受託事業者は、令和7年度 企業主導型保育事業指導・監査等基準、企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項、指導・監査評価基準、その他協会の定める基準等に基づき、上記の業務を実施すること。

(2) 指導・監査対象について

①施設数

令和7年度 全国概ね約4,400施設

※受託事業者は、こども家庭庁と協会が協議のうえ決定した令和7年度における立入調査対象施設 (約4,400施設) のうち、協会が実施する施設 (約4,100施設) を除く、約300施設について実施する。なお、該当監査地域については、BCPの観点から関東地域及び東海地域に活動拠点を有することを条件とする。

(3) 事業実績報告書、公表用資料

事業終了後には、事業実績報告書を協会に提出するとともに、

協会の指示に基づいて、指導・監査の実績を記した公表用資料を作成すること。

4. その他留意事項

- (1) 監査員は保育に関する十分な知識を有する者又は指導・監査に必要な研修を受けた者とする。
また、企業主導型保育施設に対する指導・監査の資質の向上を図るため、行政機関や有識者による外部講師等の研修会を実施すること。
- (2) 指導・監査の計画は、協会が作成した対象施設名簿に基づき作成すること。
なお、立入調査の時期は、開設時期や指導・監査の効率性を考慮して協会と協議して決定すること。
- (3) 旅費、通信費、印刷費、監査員に対する研修費等を含め指導・監査業務に要す経費は、全て受託事業者が負担すること。なお、受託事業者の要請に基づき、協会が必要と認めた場合は、その都度委託費の30%以内の額で概算払を行う。
- (4) 指導・監査業務を遂行する上で知りえた情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は指導・監査業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (5) 想定している指導・監査の手順については、受託事業者決定後に協議の上決定する。
- (6) 事業実績報告書、公表用資料は、令和8年3月末日までに提出すること。